

## 新型コロナウイルスに関する川崎市立学校の臨時休業の実施について (令和2年4月2日時点)

### <臨時休業の実施について>

市立学校につきましては、国の専門家会議の見解、文部科学省の通知及び今般の隣接都市等における新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、令和2年4月6日（月）から4月17日（金）までを臨時休業といたします。

### <入学式について>

入学式につきましては、「新型コロナウイルスへの対応に関する川崎市立学校で実施する入学式、部活動等の再開、運動日の設定について」（31川教指第3146号）に基づき、感染症拡大の防止措置を充分行った上で実施することといたします。

（実施日）小学校、中学校、特別支援学校：4月6日（月）、高等学校：4月7日（火）

### <始業式について>

始業式につきましては、国の専門家会議の見解を踏まえ、感染症対策（感染源を経つ、感染経路を経つ、抵抗力を高める）及び集団感染への対応（換気の徹底、密集しない配慮、近距離での会話等を控える）を充分行った上で学校の状況に応じて、4月6日（月）以降に実施いたします。

### <臨時休業中の過ごし方について>

原則、家庭学習としますが、週に1回程度の登校日を設定し、次の点に配慮しながら取り組みます。

- ・健康状態の把握、家庭学習の指示、必要な連絡等を行う。
- ・学校での滞在時間は最大90分程度とし、文部科学省からのガイドラインに則った形で、感染症予防対策を行う。
- ・児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康保持・体力維持の観点から、感染症拡大防止措置を講じた上で運動の時間を確保する。
- ・密閉空間にしないために換気を徹底する。
- ・児童生徒が密集しないような状態を確保する。
- ・児童生徒が近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるようにする。
- ・高等学校全日制課程及び川崎高等学校附属中学校については、公共交通機関を利用する生徒がいることから、感染症予防の観点で混雑時の交通機関の利用を避けるように配慮する。また、高等学校定時制課程については、時間帯や生徒数が異なるので各学校個別の対応とする。
- ・特別支援学校について、児童生徒の状況に応じた方法で対応する。

- ・登校日は、授業日とせず、出席欠席の対象としない。

### ＜児童生徒の居場所について＞

居場所につきまして、共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対し、学校の教育活動とは別に児童生徒の居場所を学校に設けます。

開設時間は平日の午前8時30分から午後1時までとし、1時以降及び土曜日につきましては「わくわくプラザ」での対応といたします。

### ＜学校施設開放の利用中止の継続について＞

学校施設開放につきましては、引き続き、当面の間、利用中止といたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じ、追加的な留意事項を示していく場合があります。また学校再開または臨時休業の延長等につきましては、4月16日（木）までを目途に判断いたします。

#### 【問い合わせ】

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 細見、猫橋

電話：044-200-3284、3318

（学校施設開放に関すること）

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 箱島

電話：044-200-3302

（わくわくプラザに関すること）

川崎市こども未来局青少年支援室 荒川

電話：044-200-2670